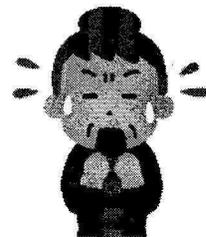




令和6年12月2日～

紙の保険証がなくなったら どうなるの!?



 紙の保険証(有効期限内の被保険者証)をお持ちの方は、有効期限までお使いいただけます。

ただし、次に該当する方は以下の書類を交付します。

- ① 令和6年12月2日以降に広島県後期高齢者医療制度の被保険者になられた方
- ② 紙の保険証をお持ちの方のうち、令和6年12月2日以降に住所変更や負担割合の変更等により、記載事項が変更となった方

マイナ保険証をお持ちの方 「資格情報のお知らせ」		マイナ保険証をお持ちでない方 「資格確認書」
A4	サイズ	A6ハガキサイズ
白	色	水色

※ 「マイナ保険証」とは、保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

※ 保険証利用登録は、マイナポータルや医療機関等のカードリーダー、セブン銀行のATMから行うことができます。

※ マイナ保険証をお持ちかどうかは広域連合で確認します。(ご自身で確認するときは、マイナポータル等をご利用ください。)

 「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」と「**限度額適用認定証**」も保険証と同時に廃止となります。

限度額適用認定証等の適用区分が「区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)」の方が、過去12か月の間に90日を超える入院があった場合の食費の減額(長期入院該当)については、これまでどおり申請が必要です。

 現在お持ちの紙の認定証は、有効期限まで使用できます。

 マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等の受付の際に「高額療養費制度を利用」で「同意する」を選択すれば、紙の認定証は不要です。

 マイナ保険証をお持ちでない方で、紙の認定証をお持ちの方は、申請の必要がなく「資格確認書」に内容を記載します。記載の必要がない場合には、申請により記載をやめることもできます。(申請書の受付は、令和6年11月頃から開始する予定です。)



「**特定疾病療養受療証**」はこれまでどおり交付します。

裏面もご覧ください。

マイナ保険証をお持ちの方へ

- ❁ マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- ❁ マイナ保険証を使用すれば、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証がなくても、窓口負担額が自己負担限度額までになります。
- ❁ 令和6年12月2日以降、有効期限内の紙の保険証の記載事項に変更があった場合には、「資格情報のお知らせ」が届きます。
- ❁ 「資格情報のお知らせ」だけでは受診ができないため、受診の際には必ず マイナ保険証をお持ちください。
- ❁ 入院、施設入所などの理由でマイナ保険証による受診が困難な方やマイナンバーカードを返納する予定の方などは、申請により「資格確認書」を交付することができます。
(申請書の受付は、令和6年11月頃から開始する予定です。)

マイナ保険証をお持ちでない方へ

- ❁ 新たに被保険者となった場合や、令和6年12月2日以降、有効期限内の紙の保険証の記載事項に変更があった場合には、「資格確認書」が届きます。
- ❁ 医療機関等への受診は、有効期限内の紙の保険証または「資格確認書」をお持ちください。
- ❁ 「資格確認書」には、医療機関等で保険情報を確認するための最低限の項目を記載しています。一部の記載事項については、申請書の提出により、項目の追加・削除が可能です。
(申請書の受付は、令和6年11月頃から開始する予定です。)



DV被害者等でマイナポータル等が閲覧できない設定をしている方は、マイナ保険証を持っている方でも、職権で「資格確認書」を交付します。

毎年7月下旬に、8月からの負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。

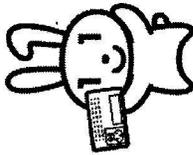
ご不明な点があれば

お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当課 または
広島県後期高齢者医療広域連合 (082-502-3010) へ
お問い合わせください。



保険証を更新し、郵送します

国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証を更新し、7月末までに送付します。12月2日からは、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行し、保険証は発行されなくなります。



保険証の発行は12月1日まで。マイナ保険証に移行します！



7月末までに送付します

国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証は毎年8月に更新し、7月末までに新たな保険証を発行・郵送しています。7月末までに届かない場合は、国民健康保険は区保険年金課へ、後期高齢者医療制度は区福祉課へお問い合わせください。

国民健康保険については区保険年金課

区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2555 ☎541-3835	安佐南	☎831-4929 ☎877-2299
東	☎568-7711 ☎262-6986	安佐北	☎819-3909 ☎815-3906
南	☎250-8941 ☎252-7179	安芸	☎821-4910 ☎822-8069
西	☎532-0933 ☎232-9783	佐伯	☎943-9712 ☎923-5098

後期高齢者医療制度については区福祉課

区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2570 ☎504-2175	安佐南	☎831-4941 ☎870-2255
東	☎568-7730 ☎568-7781	安佐北	☎819-0585 ☎819-0602
南	☎250-4107 ☎254-9184	安芸	☎821-2808 ☎821-2832
西	☎294-6218 ☎233-9621	佐伯	☎943-9729 ☎923-1611

12月2日からはマイナ保険証へ

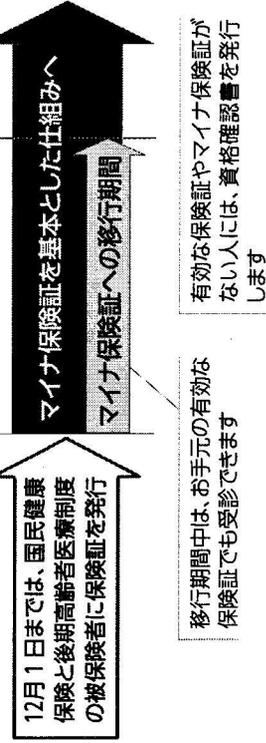
12月2日からは、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行し、保険証が新たに発行されることはありません。12月2日時点でお手元にある保険証は、記載の有効期限まで使用*できます。保険証の有効期限は、最も長い人で来年7月31日です。

※市外への転出など住民票の異動がある場合は、その異動日までにマイナ保険証がない人

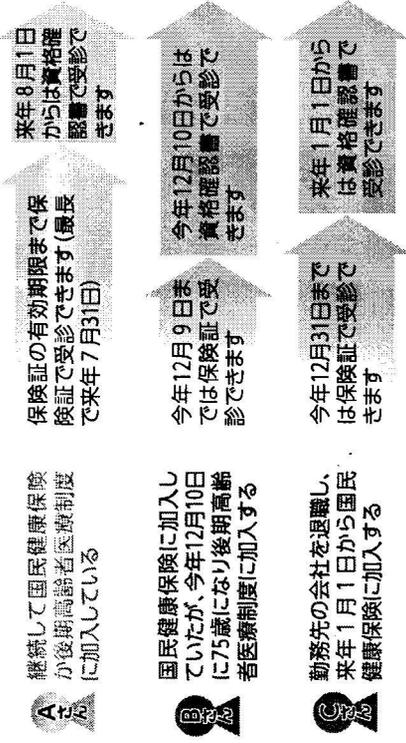
マイナ保険証がない人には資格確認書を発行します

マイナ保険証がない人で、12月2日以降に保険証の有効期限が切れる人などには、有効期限が切れるタイミングで「資格確認書」を発行します。医療機関を受診するときは、資格確認書を提示してください。

◆マイナ保険証への移行の流れ



◆マイナ保険証がない場合の事例



Q マイナ保険証って何？

A 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと。健康保険証利用登録は、マイナンバーポータル(右記)、医療機関などの顔認証付きカードリーダー、セブン銀行ATMでできます

Q 健康保険証の利用登録をしているかどうか確認するには？

A マイナンバーポータルにログインし、マイナンバーカードを読み取り後、「健康保険証」→「マイナンバーカード利用」で確認できます



マイナンバーポータルはこちらから

心電 65
2562
4月 212
7.0